最終更新日：2018年6月25日

新興プランテック株式会社
代表取締役社長 吉川 善治
問合せ先：総務・人事部 045-758-1950
証券コード：6379
http://www.s-plantech.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、法令遵守、企業倫理遵守のコンプライアンス経営を推進し、経営の透明性、健全性を確保することが、あらゆる企業活動の基本であると考えております。今後とも体制面の整備・充実を図るとともに、当社グループの役職員一人ひとりが毅然とした姿勢で法令および企業倫理を遵守し、さらに透明性の高い企業活動を目指してまいります。
当社グループとして倫理行動基準を制定し、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための基準としております。
当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員による経営への監督を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
1. 政策保有株式に関する方針
当社は、中長期的な取引関係の維持・拡大を目的として、事業の相乗効果等が創出できる銘柄を対象とし、これらを保有することにより、当社の企業価値を高め、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様の利益に資することを基本方針として、保有する株式を決定しております。
2. 政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準
当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、対象企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。これにより、当社の企業価値の向上と株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様の中長期的な利益に資すると考えております。
なお、政策的に保有する株式の新規購入、売却、保有継続等については、取締役会で決定するものとしておりますが、保有判断については、社外役員諮問委員会が策定した政策保有株式の保有判断基準、議決権行使判断基準および政策保有株式の判断フロー等を記した「政策保有株式判断基準および議決権行使ガイドライン」（以下、本基準という）に基づき評価し、必要に応じて売却等の答申を取締役会に行うものとしております。
社外役員諮問委員会では、2018年3月期末に保有する株式について、本基準に基づき簿価が50百万円以上の株式と50百万円未満の株式とに区分のうえ、それぞれ評価を行いました。簿価が50百万以上の株式については、A.当社への影響を量る情報として、当社が株式を保有する会社（以下、保有会社という）と当社との直近5年分の取引高、将来における取引高の見込み等、B.保有会社自体の情報として、直近5年分の業績、社会貢献度、配当、株価推移、C.保有会社の株主総会決議案の内容について、それぞれ書面で報告を受け、また、簿価が50百万円未満の株式については、保有会社と取引のある部門を所管する執行役員より、保有会社との取引関係について説明を受け、これらに基づき総合的に判断いたしました。
その結果、保有会社のほとんどが当社と取引のある重要な顧客および協力会社であり、保有会社の株式を有することにより、情報交換、技術力向上等において様々な意義のあること、保有会社の大部分は社会的に大きな役割と責任を担う会社であることから、これら会社の株式を保有することに格別の問題はないと評価いたしました。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、会社法等に基づき取締役会規則において、取締役会の事前承認を得なければ、取締役（監査等委員である取締役を除く）の競業取引、会社と取締役（監査等委員である取締役を除く）間の取引（間接取引を含む）、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する債務保証を行ってはならない旨を定めております。
また、主要株主等との取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、重要性の高い取引について、事前承認を行っております。なお、主要株主等とのその他の取引条件については、他の一般的な取引と同様に、市場価格等を勘案して希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。
なお、取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の利益相反取引について許諾の意思決定する際、監査等委員会に事前承認を受けることとしております。

【原則3－1．情報開示の充実】
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
「当社は高度な品質のメンテナンスおよびエンジニアリングの提供を通じて永続的に発展し、顧客の生産性の向上に寄与するとともに、社会の繁栄ならびに地球環境の保全に貢献する。」を経営理念とし、中長期的にめざす経営ビジョンおよび中期計画を策定しており、これらは、当社ウェブサイト（URL：http:www.s-plantech.co.jp）に掲載しております。
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社グループは、法令遵守、企業倫理遵守のコンプライアンス経営を推進し、経営の透明性、健全性を確保することが、あらゆる企業活動の基本であると考えております。今後とも体制面の整備・充実を図るとともに、当社グループの役職員一人ひとりが毅然とした姿勢で法令および企業倫理を遵守し、さらに透明性の高い企業活動を目指してまいります。
当社グループとして倫理行動基準を制定し、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための基準として周知しております。当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員による経営への監督を行っております。
(3) 取締役会が取締役（監査等委員である取締役を含む）の報酬を決定するに当たっての方針と手続
1. 方針
A. 取締役（監査等委員である取締役を除く）
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、月額報酬と賞与により構成され、職責と成果を反映させた体系としており、

月額報酬については、各取締役の職位に基づき決定し、また、賞与は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、決定しております。
B. 監査等委員である取締役
当社の監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員の役割・職務等を踏まえ、月額報酬のみを支給することとしており、個別報酬については監査等委員の協議により決定しております。
2. 手続
A. 取締役（監査等委員である取締役を除く）
取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬決定につきましては、方針に基づき代表取締役が報酬案を作成し、これを社外役員諮問委員会が評価し、評価内容を取締役会に答申し、最終的に取締役会において監査等委員会の意見を聴取したうえ決議することとしております。
B. 監査等委員である取締役
監査等委員である取締役の報酬決定につきましては、方針に基づき、監査等委員の協議により監査等委員会で決議することとしております。
(4) 取締役会が取締役（監査等委員である取締役を含む）候補の指名を行うに当たっての方針と手続
1. 方針
A. 取締役（監査等委員である取締役を除く）
取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者指名におきましては、経営理念、経営ビジョン、中期計画等に基づく当社の掲げる目標を達成するために必要な知識・経験・能力等を備える候補者を指名することとしております。合わせて、取締役会として会社全体において的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができるよう、取締役会の人員構成を考慮し、候補者を指名することとしております。
B. 監査等委員である取締役
監査等委員である取締役の候補者指名におきましては、当社事業分野に関する知識、財務・会計に関する知見、企業経営に関する多様な視点や経験、高度な専門知識等のバランスを考慮し、総合的に検討し、候補者を指名することとしております。
2. 手続
A. 取締役（監査等委員である取締役を除く）
取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者指名の手続きにつきましては、方針に基づき代表取締役が候補者案を作成し、これを社外役員諮問委員会が評価し、評価内容を取締役会に答申し、最終的に取締役会において監査等委員会の意見を聴取したうえで候補者の指名を決議することとしております。
B. 監査等委員である取締役
監査等委員である取締役の候補者指名の手続きにつきましては、方針に基づき代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで候補者案を作成し、最終的に取締役会で候補者の指名を決議することとしております。
(5) 取締役会が取締役（監査等委員である取締役を含む）候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役（監査等委員である取締役を含む）の各候補者、経歴、個々の選任理由等について、第112回定時株主総会より株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則４－１－１．取締役会の役割・責務(1)】
当社は、取締役会規則において、法令に準拠して取締役会で審議・判断する内容を定めております。また、取締役会規則で定めた以外のものについては経営陣へ委任し、その内容を職務権限規程として定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。
なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務執行の迅速性を確保する観点から、法令に定める事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できることを定款に定めております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役4名のうち、3名が独立社外取締役となっております。
独立社外取締役は、企業経営に関する多様な視点や経験、高度な専門知識により、当社の経営に関して独立した立場から助言・提言を行う役割および取締役会における社外の立場からの監視・監督の役割を担って頂いております。
なお、3分の1以上の独立社外取締役の選任については、経営規模などから判断し、現在のところ必要ないと考えております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性基準及び資質】
当社は、会社法上の要件や東京証券取引所が定める独立性基準に加え、社外役員（その候補者も含む。）が、以下の基準のいずれにも該当しない場合に、独立性を有しているものとしております。
1. 就任前10年間のいずれかの時期において、当社または当社の子会社（併せて「当社グループ」という。以下同じ。）の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。以下同じ。）であった者
2. 当社グループの主要な株主（直接または間接に当社の10%以上の議決権を保有する株主をいう。以下同じ。）、またはその業務執行者
3. 当社グループが現在の主要な株主である会社の業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者。）、またはその業務執行者
5. 当社グループの主要な取引先である者（当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。）、またはその業務執行者
6. 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者
7. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の業務執行者
8. 当社グループの会計監査人または会計参与である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員である者
9. 上記8に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
10. 上記8に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファーム。）の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
11. 上記2から10に就任前3年間のいずれかの時期において該当していた者
12. 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
13. 上記1から12のいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内）
14. 独立社外取締役としての通算の在任期間が8年間を超える者

【補充原則４－１１－１．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、事業運営や経営課題への対応に必要な知識・経験・能力・グローバルな視点等を持つ社内取締役および専門的で建設的な助言および監督のできる社外取締役により構成され、バランスをとっております。
現在13名の取締役で構成されており、内訳としては社内取締役10名（うち、監査等委員1名）、社外取締役3名（うち、監査等委員3名）となってお

ります。
　迅速な意思決定を行い、経営を推進していく規模として適切と考えており、また、当社は監査等委員会設置会社であり、経営に対する監督機能を強化しております。
取締役の選任に関する方針と手続
　1. 方針
　A. 取締役（監査等委員である取締役を除く）
　取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者指名におきましては、経営理念、経営ビジョン、中期計画等に基づく当社の掲げる目標を達成するために必要な知識・経験・能力等を備える候補者を指名することとしております。合わせて、取締役会として会社全体において的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができるよう、取締役会の人員構成を考慮し、候補者を指名することとしております。
　B. 監査等委員である取締役
　監査等委員である取締役の候補者指名におきましては、当社事業分野に関する知識、財務・会計に関する知見、企業経営に関する多様な視点や経験、高度な専門知識等のバランスを考慮し、総合的に検討し、候補者を指名することとしております。
　2. 手続
　A. 取締役（監査等委員である取締役を除く）
　取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者指名の手続きにつきましては、方針に基づき代表取締役が候補者案を作成し、これを社外役員諮問委員会が評価し、評価内容を取締役会に答申し、最終的に取締役会において監査等委員会の意見を聴取したうえで候補者の指名を決議することとしております。
　B. 監査等委員である取締役
　監査等委員である取締役の候補者指名の手続きにつきましては、方針に基づき代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで候補者案を作成し、最終的に取締役会で候補者の指名を決議することとしております。

【補充原則４－１１－２．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）は、その役割・責務を適切に果たすために、十分な時間と労力をその業務に充てております。
　なお、取締役（監査等委員である取締役を含む）の兼任状況については、株主総会招集ご通知に掲載の株主総会参考資料および事業報告等において開示しております。

【補充原則４－１１－３．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、2017年度中に開催された取締役会の実効性について、A.取締役会の構成、B.取締役会の運営、C.取締役会の議案、D.会社の業績・目標等の達成度の視点から20項目のアンケートにより自己評価するとともに、アンケート結果に基づき、社外役員諮問委員会はその分析・評価を行いました。
　2018年5月23日開催の取締役会において、社外役員諮問委員会より「適切な運営が行われている」という答申を受け、取締役会の実効性は確保できております。

【補充原則４－１４－２．取締役・監査役のトレーニング】
　当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）の役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得や能力の向上を図ることをトレーニングの基本方針としております。
1. 新任取締役（監査等委員である取締役を含む）に対するトレーニング
　外部セミナー等の受講を義務付け、期待される役割・責務を適切に果たすための教育を実施しております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を含む）に対するトレーニング
取締役（監査等委員である取締役を含む）全員には、原則として年1回以上、タイムリーなテーマについて勉強会を実施し、適時必要に応じて、知識の習得やスキルの向上に継続的に努めております。
3. 監査等委員である取締役に対するトレーニング
監査等委員である取締役は、外部機関との情報交流・意見交換会等に参加するとともに業務および会計等に関する監査スキルの向上に資するよう外部セミナーの受講等に積極的に努めております。
4. 社外取締役（監査等委員である取締役を含む）に対するトレーニング
社外取締役（監査等委員である取締役を含む）には、当社の事業所視察を始め、当社の歴史、事業概要、業績概要等必要な情報を得るための教育を実施しております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は株主との建設的な対話を促進するために、株主・投資家を含む当社のステークホルダーの皆様に対して、経営戦略や財務状況等に関する情報を積極的に開示し、ステークホルダーの皆様からの信頼と正当な評価を得ることを目指しております。
1) 株主との対話については、IR担当部門を経営企画部とし、経営企画部所管の取締役が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取組みを通じて、建設的な対話が実現できるよう積極的な対応を心掛けております。
2) 株主との対話を補助する体制については、IR担当部門である経営企画部を中心として、総務・人事部、経理部、その他関連部門等が定期的にミーティングを開催し、連携する体制をとっており、IR情報の共有化と情報開示資料の充実等に努めております。
3) 個別面談以外の対話の手段としては、代表取締役が年2回、決算発表後にアナリスト・投資家向けに決算説明会を行っております。また、個人投資家向けのIR展示会等適時実施しております。
4) 株主との対話で把握した意見・懸念については、経営企画部所管の取締役がとりまとめ、取締役会および関連部門へフィードバックし、情報の共有化を図っております。
5) 当社は、金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止することを目的として、「内部情報管理規程」を定め、当社および当社グループの役員および従業員が職務に関し知り得た内部情報の管理および株券売買等に関する管理基準を明確にしております。株主との対話の際にも、本規程に則ってインサイダー情報の管理に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ＪＸＴＧホールディングス株式会社	6,100,000	13.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,291,400	4.94

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,014,400	4.35
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,800,000	3.88
株式会社NIPPO	1,500,000	3.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,441,701	3.11
株式会社光通信	1,259,500	2.71
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,182,800	2.55
新興プランテック取引先持株会	927,600	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	824,200	1.77

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
二宮照興	弁護士											
小松俊二	他の会社の出身者								△			
布施雅弘	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二宮照興	○	○	―――	二宮照興氏は、弁護士として長年に亘る企業法務の実務を通じた高度な法的知識を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保のために有益であると判断したことから社外取締役として招聘したものであります。また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。

小松俊二	○	○	小松俊二氏は、2013年3月まで株式会社横浜銀行の業務執行者でありましたが、同社は当社のメインバンクではなく、同行からの借入金もありません。また、現在、同行と当社との間で取引はありますが、2018年3月期における取引高の残高は、連結売上高の0.01%未満であるため、主要な取引先にはあたりません。	小松俊二氏は、金融機関で要職を務められたほか、企業経営の経験もあり、豊富な知識と経験を有しているためであります。また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。
布施雅弘	○	○	布施雅弘氏は、2011年5月まで三菱UFJ信託銀行株式会社の業務執行者でありましたが、同社は当社のメインバンクではありません。また、現在、同社は当社の株主名簿管理人であり、当社との間で証券代行等の取引はありますが、2018年3月期における取引額の割合は、連結売上高の0.1%未満であるため、主要な取引先にはあたりません。	布施雅弘氏は、金融機関で要職を務められたほか、企業経営の経験もあり、豊富な知識と経験を有しているためであります。また、当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する専属部署はありませんが、総務・人事部、内部統制室等のスタッフが必要に応じて補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、定期的および必要に応じて会合を持ち、監査結果の報告を受けるとともに、会計監査人の監査の立ち合いなど緊密な連携を図ります。
内部監査については、内部監査部門である内部統制室が年度監査計画に基づき、本社、主要事業所等およびグループ各社の業務監査・会計監査を実施しております。内部監査の結果は監査等委員会に回覧し、緊密な連携を図ります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	社外役員諮問委員会	3	0	0	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	社外役員諮問委員会	3	0	0	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名委員会に相当する任意の委員会
　取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者指名の手続きにつきましては、方針に基づき代表取締役が候補者案を作成し、これを社外役員諮問委員会が評価し、評価内容を取締役会に答申し、最終的に取締役会において監査等委員会の意見を聴取したうえ候補者の指名を決議することとしております。

報酬委員会に相当する任意の委員会
　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬決定につきましては、方針に基づき代表取締役が報酬案を作成し、これを社外役員諮問委員会が評価し、評価内容を取締役会に答申し、最終的に取締役会において監査等委員会の意見を聴取したうえ決議することとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の業容からして、昇格・賞与で十分なインセンティブ効果ができるため、実施しておりません。インセンティブ付与制度の導入に伴うメリットとデメリットを慎重に検討する必要があり、現在のところ導入の予定はありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示はしておりません。
なお、2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）に取締役（監査等委員である取締役を除く）に支払った報酬等の総額は、319,000千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1) 方針
A. 取締役（監査等委員である取締役を除く）
　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、月額報酬と賞与により構成され、職責と成果を反映させた体系としており、月額報酬については、各取締役の職位に基づき決定し、また、賞与は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、決定しております。
B. 監査等委員である取締役
　当社の監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員の役割・職務等を踏まえ、月額報酬のみを支給することとしており、個別報酬については監査等委員の協議により決定しております。
2) 手続
A. 取締役（監査等委員である取締役を除く）
　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬決定につきましては、方針に基づき代表取締役が報酬案を作成し、これを社外役員諮問委員会が評価し、評価内容を取締役会に答申し、最終的に取締役会において監査等委員会の意見を聴取したうえ決議することとしております。
B. 監査等委員である取締役
　監査等委員である取締役の報酬決定につきましては、方針に基づき、監査等委員の協議により監査等委員会で決議することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補助する専属部署はありませんが、総務・人事部、内部統制室等のスタッフが必要に応じて補助しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法定の承認案件や経営に関する重要案件に関し意思決定を行うとともに、業務執行の状況を監督しております。

監査等委員会は、取締役4名、うち、社外取締役が3名で構成されております。

執行役員制を導入し、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化することを図っており、毎月1回の執行役員会を開催しております。

会計監査については、新日本有限責任監査法人を起用しています。(指定社員;公認会計士岸洋平氏および同藤田建二氏)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的に、2016年6月24日開催の定時株主総会における定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主により理解を深めてもらうため、また、海外の株主の利便性を考慮し、総会開催日の3週 間前に送付しております。なお、2018年6月22日開催の第114回定時株主総会の招集通知 は、2018年6月1日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第114回定時株主総会は、集中日より4営業日前の2018年6月22日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2008年6月より実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社のホームページ（http://www.s-plantech.co.jp/e/ir/stock/meeting.html）に掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（5月と11月）実施しております。実施内容は、社長が決算概要に加え、事業概況および経営方針などを説明しております。その他、個別の説明会を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信などの決算情報のほか、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部がIRを担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	経営理念にも掲げておりますように、社業を通じて社会の繁栄ならびに地球環境の保全に貢献していくことが、社会的責任を果たすことに通じると考えております。工事の施工やそのための原材料の調達にあたりましては、利潤の追求、コスト・パフォーマンスはもちろんですが、環境への配慮や社会負荷の低減をも念頭において遂行しております。今後も社業の発展に精進するとともに、社業を通じて果たしうる、当社の社会的な役割について模索してまいる所存でございます。なお、コンプライアンス体制の強化、安全・品質の確保、IR・広報機能の充実、人材の育成等につきましても積極的に取り組んでまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において決議した内部統制システム構築についての基本方針は、次のとおりです。

1．取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
⑴ 経営理念およびコンプライアンスの精神に鑑み、当社グループの役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための指針として倫理行動基準を定めている。
⑵ 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の確立と意識の維持向上を図ると共に、コンプライアンスに関する事案の調査、監督指導を行い、委員長は重要な事案について取締役会へ報告し、法令・企業倫理および社内規程等の遵守徹底を推進する。また、委員会の開催にあたっては監査等委員である取締役の出席機会を確保する。
⑶ コンプライアンスに反する行為の未然防止と早期是正を図るため、コンプライアンス・ホットライン規程に基づく当社グループのホットライン制度を設けて、社内通報先として総務・人事部長、社外通報先として弁護士事務所を設置して運用している。
⑷ 内部監査部門では、関連部門と連携のうえ年度計画に基づく監査を実施し、被監査部門に対し問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行うと共に、監査内容を報告書にまとめ代表取締役社長に提出する。代表取締役社長に提出した監査報告書は監査等委員である取締役に回覧される。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
⑴ 社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
⑵ 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ リスクの早期発見および顕在化の未然防止を目的とするリスク管理規程に基づき、管理の対象とするリスクの類型を認識のうえ、カテゴリーごとの責任部署が統括管理するとともに、重要なリスク情報については取締役会に報告する体制としている。
⑵ 当社グループの緊急を要する事態には、危機管理規程に基づき、当社社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報を一元化しトップダウンにて対応する。
⑶ 当社は、規模や業態に応じてグループ会社の代表取締役社長に各社のリスクマネジメントを推進させる。グループ会社においてリスクが顕在化した場合および経営に重大な影響を及ぼしうる危機・緊急事態が発生した場合には、当社経営企画部門と連携して対応にあたる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 取締役の職務の有効性と効率性を確保するため、中期計画・年度方針等を策定し、それに基づく各事業部門の具体的な目標を設定し、その妥当性、達成度の評価を定期的に行っている。グループ会社については、事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向けた具体案を実行している。
⑵ 執行役員制度により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離すると共に、職制、業務分掌規程・職務権限規程等において役職員の責任権限を明確化することにより、迅速かつ効率的な経営を推進している。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 当社グループに共通する倫理行動基準に基づき、グループ各社の役職員に対しても遵法意識の醸成を図り、コンプライアンス・ホットラインの適用範囲もグループ全体とする。
⑵ 当社は、関係会社管理規程等に基づく経営企画部門によるグループ会社の運営管理を通じ、コンプライアンスならびにリスク管理上の課題、問題の把握に努めるとともに、内部監査部門によるグループ管理の実行状況のモニタリングを実施する。
⑶ 当社は、新興グループ社長会を定期的に開催し、グループ会社の経営成績、財務状況その他の重要な情報について報告を受けること、および経営企画部門がグループ会社の株主総会および取締役会などの記録ならびに関係会社管理規程に基づく報告事項の報告を受けることにより、グループの状況を把握する。
⑷ 当社は、当社の監査等委員である取締役と各グループ会社の監査役が集うグループ監査役連絡会を開催し、各社の監査役監査の状況と課題を把握して、グループ各社の監査機能の充実を図る。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
⑴ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を代表取締役社長に求めた場合には、監査等委員会の業務補助のための使用人を置くこととする。
⑵ 当該使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
⑶ 当該使用人の異動・人事考課等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため監査等委員会の同意を得るものとする。

7．取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
⑴ 監査等委員が重要な意思決定プロセス及び業務執行状況を把握するため、取締役会および執行役員会の他、重要な会議への出席機会を確保するとともに、主要な決裁に関する書面その他業務執行に関する重要文書を閲覧に供する。
⑵ 当社グループ会社のコンプライアンス・ホットライン事務局は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告する。
⑶ 内部監査部門は内部監査の実施状況について、また、経営企画部門は当社グループの運営管理に係る重要な事項を監査等委員会に報告するほか、当社グループの役職員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
⑷ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会と定期的会合をもち、業務執行に関する事項その他の監査等委員の職務に必要な事項について報告し、意見交換を行う。

8．監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
⑴ 監査等委員会に報告した役職員に対し当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをすることは、これを禁止する。
⑵ 前項の趣旨を当社およびグループ会社の役職員に周知徹底する。

9．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 代表取締役が監査等委員会と定期的会合をもち、監査等委員会による監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行

い、相互の意思疎通を図る。
⑵ 監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に関しましては、当社グループの倫理行動基準において「反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとり、不当な要求には応じない。」と明示しております。

総務・人事部を不当要求への一元的な対応を図る統括部門として、情報の収集や社内の啓蒙活動を行っております。また警察当局および神奈川県企業防衛対策協議会等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力に関する必要情報を得る体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

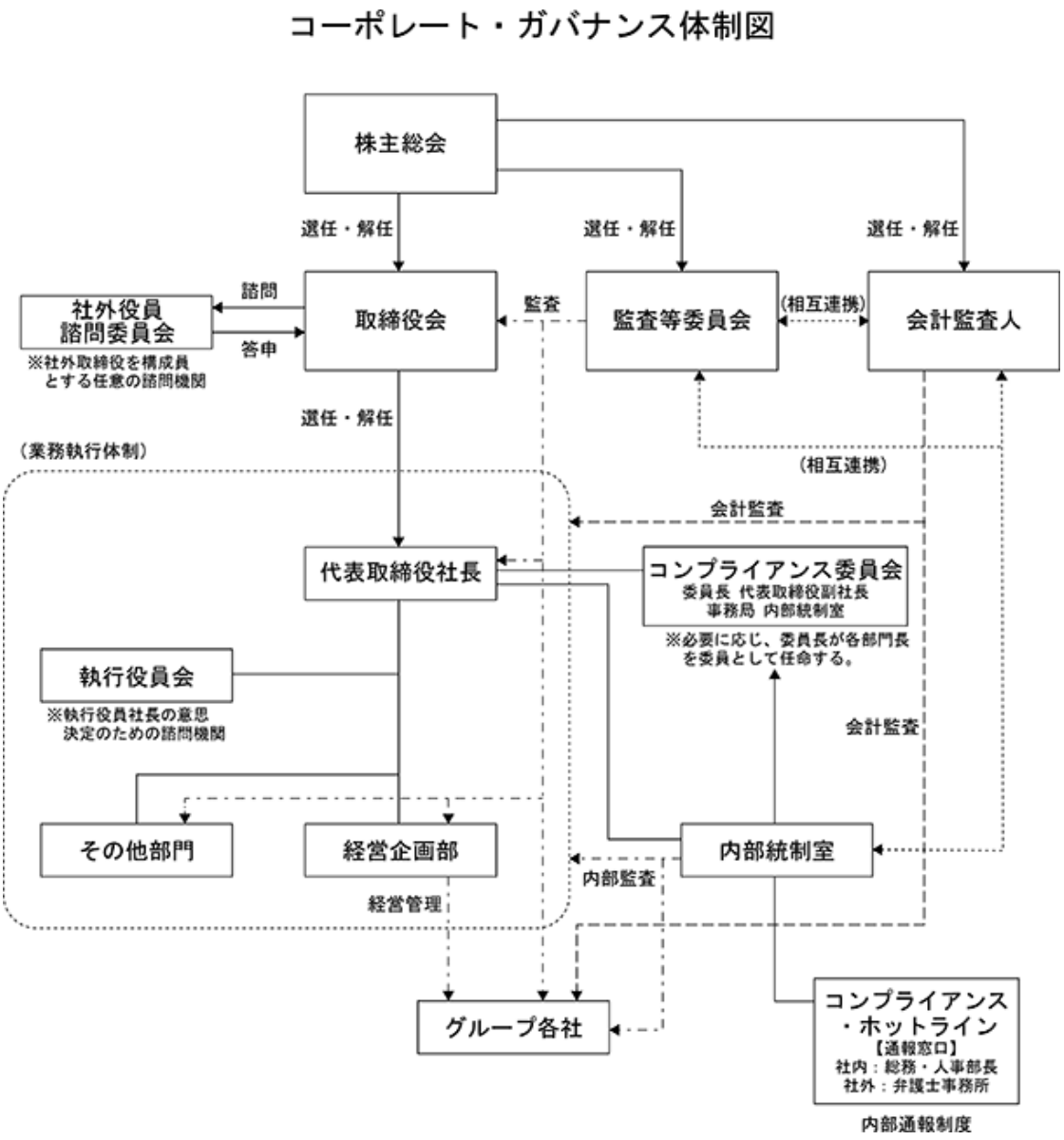

適時開示体制の概要



※ 重要事実の公表は、その公表の時期、内容、方法等は取締役会の決議によるものとし、その決定に従い公表するものとする。ただし、急を要する場合は、総括情報管理責任者の判断により公表する。